

平成26年第1回大多喜町議会定例会9月会議を開きました。

◎提出された議案の会議結果は次のとおりです。

議案番号	件名及び内容	議決月日	審議結果
議案 第1号	<u>町道の認定について</u> 総元土地改良区内の農道を、町道に認定するものです。 幅員3.0m～4.1m 延長370m	9月9日	原案 可決
議案 第2号	<u>特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u> 障害者計画及び障害福祉計画策定委員を委嘱するため、その報酬等を定めるものです。	9月9日	原案 可決
議案 第3号	<u>大多喜町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の制定について</u> 子ども・子育て関連3法が成立したことをうけ、本条例で、認定子ども園、幼稚園、保育所を総称した特定教育・保育施設また、家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を総称した特定地域型保育事業について、それぞれの事業者の責務や施設の運営基準及び、事業の一般的な運営基準を定めるものです。	9月9日	原案 可決
議案 第4号	<u>大多喜町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</u> 家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業、事業所内保育事業を実施する上での事業者の責務、非常災害対応、職員の資質、施設基準、運営基準を定めるものです。	9月9日	原案 可決
議案 第5号	<u>大多喜町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の制定について</u> 放課後児童健全育成事業（学童保育）について、児童福祉法の一部改正により、対象児童が概ね10歳未満（3年生）から小学校に就学している児童（6年生）までに改正されたことをうけ、放課後児童健全育成事業の設備及び運営（設備の構造、設備の基準、職員の資質、資格、利用時間、日数等）について条例で基準を定めるものです。	9月9日	原案 可決
議案 第6号	<u>大多喜町営住宅設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について</u> 町営住宅への入居者の資格要件について引用している法律の一部改正がなされたことによる条文整備、また引用する法律の名称が改正されたことにより一部改正するものです。	9月9日	原案 可決
議案 第7号	<u>平成26年度大多喜町一般会計補正予算（第6号）</u> 既定の歳入歳出予算の総額に、35,897千円を追加し、歳入歳出予算の総額を4,608,169千円とするものです。 （主たる補正予算の内容） 1 歳入 35,897千円 (1) 分担金及び負担金 743千円 (2) 国庫支出金 5,838千円 (3) 県支出金 1,772千円 (4) 寄附金 310千円	9月10日	原案 可決

	<p>(5) 繰入金 1,967千円</p> <p>(6) 繰越金 19,072千円</p> <p>(7) 諸収入 195千円</p> <p>(8) 町債 6,000千円</p> <p>2 歳出 35,897千円</p> <p>(1) 議会費 △1,674千円</p> <p>(2) 総務費 11,245千円</p> <p>(3) 民生費 △6,051千円</p> <p>(4) 衛生費 3,746千円</p> <p>(5) 農林水産業費 △153千円</p> <p>(6) 商工費 27千円</p> <p>(7) 土木費 17,993千円</p> <p>(8) 消防費 3,972千円</p> <p>(9) 教育費 6,792千円</p>		
議案 第8号	<p>平成26年度大多喜町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額から、9,176千円を減額し、歳入歳出予算の総額を1,361,146千円とするものです。 (主な補正予算の内容)</p> <p>1 歳入 △9,176千円</p> <p>(1) 前期高齢者交付金 △36,025千円</p> <p>(2) 繰入金 △690千円</p> <p>(3) 繰越金 26,075千円</p> <p>(4) 諸収入 1,464千円</p> <p>2 歳出 △9,176千円</p> <p>(1) 総務費 △690千円</p> <p>(2) 後期高齢者支援金 △10,409千円</p> <p>(3) 前期高齢者納付金等 △104千円</p> <p>(4) 介護納付金 △2,521千円</p> <p>(5) 諸支出金 4,548千円</p>	9月10日	原案 可決
議案 第9号	<p>平成26年度大多喜町介護保険特別会計補正予算(第1号)</p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、4,176千円を追加し、歳入歳出予算の総額を1,069,390千円とするものです。 (主な補正予算の内容)</p> <p>1 歳入 4,176千円</p> <p>(1) 国庫支出金 △552千円</p> <p>(2) 支払基金交付金 9千円</p> <p>(3) 県支出金 △276千円</p> <p>(4) 繰入金 862千円</p> <p>(5) 繰越金 4,133千円</p> <p>2 歳出 4,176千円</p> <p>(1) 総務費 1,430千円</p> <p>(2) 地域支援事業費 △1,396千円</p> <p>(3) 諸支出金 4,142千円</p>	9月10日	原案 可決
議案	平成26年度大多喜町水道事業会計補正予算(第1号)	9月10日	原案

第10号	<p>収益的支出を、1,449千円減額し、予定額を487,649千円とするもの。</p> <p>また、資本的収入に1,200千円増額し、74,370千円とし、資本的支出に4,706千円増額し、216,602千円とするものです。</p>		可決										
議案 第11号	<p><u>平成26年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計補正予算(第1号)</u></p> <p>収益的支出を、6,959千円減額し、予定額を304,840千円とするものです。</p>	9月10日	原案 可決										
認定 第1号	<p><u>平成25年度大多喜町一般会計歳入歳出決算認定について</u></p> <table> <tr> <td>歳入総額</td> <td>4,985,953,959円</td> </tr> <tr> <td>歳出総額</td> <td>4,688,663,565円</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引額</td> <td>297,290,394円</td> </tr> <tr> <td>翌年度に繰り越すべき財源</td> <td>40,289,000円</td> </tr> <tr> <td>実質収支額</td> <td>257,001,394円</td> </tr> </table>	歳入総額	4,985,953,959円	歳出総額	4,688,663,565円	歳入歳出差引額	297,290,394円	翌年度に繰り越すべき財源	40,289,000円	実質収支額	257,001,394円	9月19日	認定
歳入総額	4,985,953,959円												
歳出総額	4,688,663,565円												
歳入歳出差引額	297,290,394円												
翌年度に繰り越すべき財源	40,289,000円												
実質収支額	257,001,394円												
認定 第2号	<p><u>平成25年度大多喜町鉄道経営対策事業基金特別会計歳入歳出決算認定について</u></p> <table> <tr> <td>歳入総額</td> <td>43,132,272円</td> </tr> <tr> <td>歳出総額</td> <td>43,132,272円</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引額</td> <td>0円</td> </tr> </table>	歳入総額	43,132,272円	歳出総額	43,132,272円	歳入歳出差引額	0円	9月19日	認定				
歳入総額	43,132,272円												
歳出総額	43,132,272円												
歳入歳出差引額	0円												
認定 第3号	<p><u>平成25年度大多喜町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について</u></p> <table> <tr> <td>歳入総額</td> <td>1,497,546,693円</td> </tr> <tr> <td>歳出総額</td> <td>1,382,287,736円</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引額</td> <td>115,258,957円</td> </tr> </table>	歳入総額	1,497,546,693円	歳出総額	1,382,287,736円	歳入歳出差引額	115,258,957円	9月19日	認定				
歳入総額	1,497,546,693円												
歳出総額	1,382,287,736円												
歳入歳出差引額	115,258,957円												
認定 第4号	<p><u>平成25年度大多喜町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について</u></p> <table> <tr> <td>歳入総額</td> <td>107,287,139円</td> </tr> <tr> <td>歳出総額</td> <td>107,247,939円</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引額</td> <td>39,200円</td> </tr> </table>	歳入総額	107,287,139円	歳出総額	107,247,939円	歳入歳出差引額	39,200円	9月19日	認定				
歳入総額	107,287,139円												
歳出総額	107,247,939円												
歳入歳出差引額	39,200円												
認定 第5号	<p><u>平成25年度大多喜町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について</u></p> <table> <tr> <td>歳入総額</td> <td>1,080,562,744円</td> </tr> <tr> <td>歳出総額</td> <td>1,027,647,549円</td> </tr> <tr> <td>歳入歳出差引額</td> <td>52,915,195円</td> </tr> </table>	歳入総額	1,080,562,744円	歳出総額	1,027,647,549円	歳入歳出差引額	52,915,195円	9月19日	認定				
歳入総額	1,080,562,744円												
歳出総額	1,027,647,549円												
歳入歳出差引額	52,915,195円												
認定 第6号	<p><u>平成25年度大多喜町水道事業会計決算認定について</u></p> <table> <tr> <td>収益的収入</td> <td>464,354,397円</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td>460,431,876円</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>13,832,500円</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>146,438,631円</td> </tr> </table> <p>資本的収入額が資本的支出額に不足する額132,606,131円は、過年度分損益勘定留保資金250,884円、当年度分損益勘定留保資金127,355,247円、減債積立金5,000,000円で補てん。</p> <p>たな卸資産の購入執行額は1,984,940円で、うち仮払消費税は94,518円。</p>	収益的収入	464,354,397円	収益的支出	460,431,876円	資本的収入	13,832,500円	資本的支出	146,438,631円	9月19日	認定		
収益的収入	464,354,397円												
収益的支出	460,431,876円												
資本的収入	13,832,500円												
資本的支出	146,438,631円												

<p>認 定 第 7 号</p>	<p><u>平成 2 5 年度大多喜町特別養護老人ホーム事業会計剰余金の処分及び決算認定について</u></p> <table border="0"> <tr> <td>収益的収入</td> <td>2 9 3, 8 3 9, 9 7 0 円</td> </tr> <tr> <td>収益的支出</td> <td>2 8 2, 4 0 3, 0 8 2 円</td> </tr> <tr> <td>資本的収入</td> <td>1, 0 1 0, 0 0 0 円</td> </tr> <tr> <td>資本的支出</td> <td>5, 1 1 6, 1 7 5 円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本的収入が資本的支出額に対して不足する額 4, 106, 175 円は、過年度分損益勘定留保資金 4, 106, 175 円で補てん。</td> </tr> <tr> <td>剰余金の処分額</td> <td>2, 0 0 0, 0 0 0 円</td> </tr> </table>	収益的収入	2 9 3, 8 3 9, 9 7 0 円	収益的支出	2 8 2, 4 0 3, 0 8 2 円	資本的収入	1, 0 1 0, 0 0 0 円	資本的支出	5, 1 1 6, 1 7 5 円	資本的収入が資本的支出額に対して不足する額 4, 106, 175 円は、過年度分損益勘定留保資金 4, 106, 175 円で補てん。		剰余金の処分額	2, 0 0 0, 0 0 0 円	<p>9 月 19 日</p>	<p>原案可決及び認定</p>
収益的収入	2 9 3, 8 3 9, 9 7 0 円														
収益的支出	2 8 2, 4 0 3, 0 8 2 円														
資本的収入	1, 0 1 0, 0 0 0 円														
資本的支出	5, 1 1 6, 1 7 5 円														
資本的収入が資本的支出額に対して不足する額 4, 106, 175 円は、過年度分損益勘定留保資金 4, 106, 175 円で補てん。															
剰余金の処分額	2, 0 0 0, 0 0 0 円														
<p>議 案 第 1 2 号</p>	<p><u>平成 2 6 年度大多喜町一般会計補正予算 (第 7 号)</u></p> <p>既定の歳入歳出予算の総額に、8 1 1 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を 4, 6 0 8, 9 8 0 千円とするものです。</p> <p>(主な補正予算の内容)</p> <p>1 歳入 8 1 1 千円</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 繰越金</td> <td>5 7 千円</td> </tr> <tr> <td>(2) 諸収入</td> <td>7 5 4 千円</td> </tr> </table> <p>2 歳出 8 1 1 千円</p> <table border="0"> <tr> <td>(1) 総務費</td> <td>8 1 1 千円</td> </tr> </table>	(1) 繰越金	5 7 千円	(2) 諸収入	7 5 4 千円	(1) 総務費	8 1 1 千円	<p>9 月 19 日</p>	<p>原案可決</p>						
(1) 繰越金	5 7 千円														
(2) 諸収入	7 5 4 千円														
(1) 総務費	8 1 1 千円														
<p>発 議 第 1 号</p>	<p><u>大多喜町子ども医療費助成充実に関する決議について</u></p> <p>中学生の通院費を平成 2 7 年 4 月 1 日から無料にすることを決議するものです。(小学生までの入通院及び中学生の入院は既に無料)</p> <p>また、対象者を高校生まで拡大することを要望するものです。</p>	<p>9 月 19 日</p>	<p>原案可決</p>												